

次期地域福祉計画の策定について

令和７年３月２８日
保健福祉局地域福祉推進課

現行計画（北九州市地域福祉計画）について１／２

○概要

市町村地域福祉計画は、社会福祉法によって市町村に策定の努力義務が課された地域福祉の推進に関する計画である。

本市では、平成２３年に北九州市地域福祉計画「北九州市の地域福祉２０２１～２０２０」を策定、令和２年に現行計画である「北九州市の地域福祉２０２１～２０２５」を策定した。

○策定の目的

地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備するもの。

○計画の位置づけ

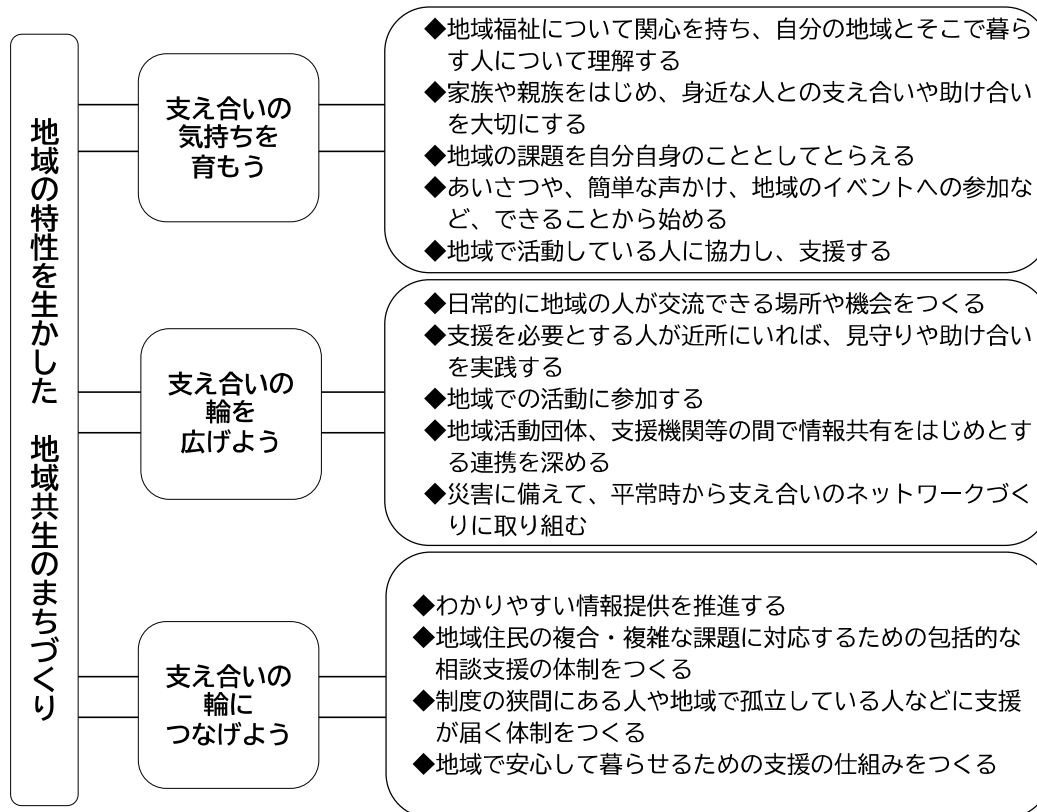
本市の基本構想・基本計画の分野別計画として、地域福祉の推進のための理念・取組を定める。

地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する、いわゆる上位計画として位置づけられている。

【基本理念】

【基本目標】

【地域で目指すこと】



2

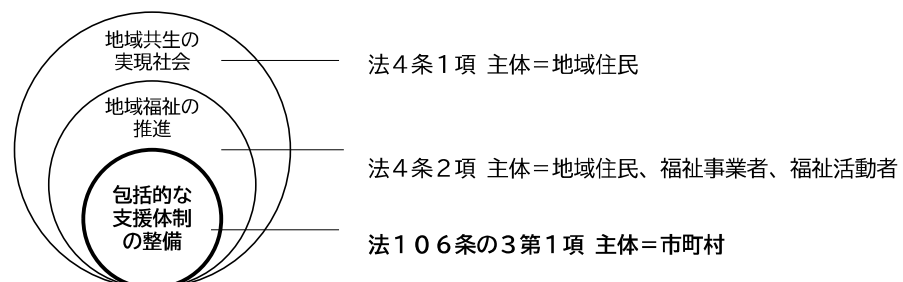
次期北九州市地域福祉計画について（1 / 2）

○次期計画に盛り込む事項（社会福祉法第107条第1項）

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 包括的な支援体制の整備に関する事項

■包括的な支援体制の整備に向けた取り組み

法第106条の3第1項では、市町村の責務を具体化し、地域福祉を推進する上での公的責任を明確にするために、地域の力と公的な支援体制があいまって、地域生活課題を解決するための「包括的な支援体制の整備」に努めることを規定している。



次期地域福祉計画では、包括的な支援体制の整備（①住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備、②地域生活課題に関する相談を包括的に受けとめる体制の整備、③多機関の協働による包括的な相談支援体制にかかる取組）に関する本市の取組を示す。

3

次期北九州市地域福祉計画について（２／２）

○ 地域共生社会の在り方検討会議（厚生労働省）における議論の主なポイント

① 地域共生社会の実現に向けた取組について

- 包括的支援体制の整備の現状と今後の在り方について
 - ・ 包括的支援体制整備と重層事業の関係性
- 重層的支援体制整備事業の現状と今後の在り方について
 - ・ 重層事業のこれまでの取組状況等の実態把握・効果検証やその方策、財源の在り方を含む持続可能な制度設計
 - ・ 生活困窮者自立支援制度と重層事業との関係
- 分野横断的な支援体制づくり・地域づくりの促進等について
 - ・ 福祉分野内、福祉分野外の類似施策や関係施策との連携
 - ・ 災害時の被災者支援との連携

② 地域共生社会における、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応について

- 身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題への支援の在り方について
 - ・ 生活上の課題（身元保証、日常生活支援、死後事務の処理等）について、既存の各施策も踏まえた、必要な支援の在り方（相談対応、資力がない者への対応など）
- 身寄りのない高齢者等を地域で支える体制の在り方について
 - ・ 地域におけるネットワーク構築の推進の方策等
 - ・ 他制度における地域ネットワーク体制との連携・協働の在り方

③ 成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実について

④ その他の論点について

- 社会福祉法人等の地域共生社会の担い手としての役割や経営の協働化・大規模化等

4

『身寄り』のない人を地域で受けとめるための地域づくりに向けた「手引き」作成に関する調査研究事業 ①

【事業目的の概要】

- ・ 過去の調査研究から、日本のあらゆる地域・世代を通じ、頼れる『身寄り』がいることはもはや当たり前とは言えず、『身寄り』がない事自体が「第2のスタンダード」としてとらえるべきとの結論に至った。同時に、限定的ではあるが、様々な社会資源・地域において『身寄り』問題に取り組む行政・団体があり、これらを組み合わせることで、『身寄り』問題の一定の解決を図り得ることも明らかにした。
- ・ 『身寄り』の有無にかかわらず、コロナ禍の中でも尊厳を持って生活していくことのできる社会の構築が緊急的に求められている。
- ・ 一方、地域の先駆的な一病院や一事業者のみが『身寄り』問題に取り組んだとしても、その特定の機関にのみ負荷がかかり、『身寄り』問題解決に向けての社会的合意が取りづらくなることから、地域全体で取り組む「地域づくり」を推進していく必要がある。
- ・ 以上を踏まえ、地域において『身寄り』がない人を受けとめるための地域づくりに向けた「手引き」を作成することを目的とする。

【総括の概要】

① 『身寄り』問題の解決に向けて社会に求められること

- ・ 本人が自分のことを自分で決めることが困難（認知症等）であり、かつ、本人の意思決定を支援する家族等が身近にいない状態であるケースの増加を想定することが必要。
- ・ 本人の意思を尊重し、『身寄り』がない人の存在だけでなく、『身寄り』に頼らず生活したいと考える人が存在することを「当たり前」と認識し、対応することが求められている。
- ・ 「家族による支援」と「地域や社会による支援」とを並列化することが必要。個人を、家族や社会、地域等、全てのものから完全に独立したひとりの人として、その尊厳を最大限に尊重するという権利擁護の基本に立ち返る必要がある。

② 『身寄り』問題の解決に向けて地域に求められること

- ・ 『身寄り』問題は、病気や障害の有無にかかわらず、また全世代的に課題が発生する可能性があることも鑑み、地域で総合的に取組みを行うことが求められる。
- ・ 『身寄り』問題の解決のためには、当事者、事業者、支援者のそれぞれが、それぞれの立場から『身寄り』問題に取り組む必要がある。地域で『身寄り』問題の解決に取り組む主体については、基礎自治体や、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関、地域包括ケアシステム構築を目指す機関や成年後見制度利用促進法に基づく中核機関等のほか、地域の社会福祉士会や医師会、医療ソーシャルワーカー協会等の職能団体等が主体となることも考えられる。
- ・ 『身寄り』問題に関する取組みを進めるため、地域の様々な関係者間が課題を共有し、同じフィールドで議論することが必要。高い公共性を持った機関・職能団体が「主体」となり、地域の主要な機関が『身寄り』問題について協議できる「場」の設置が望まれる。
- ・ 地域でガイドラインづくりに取り組むことは、地域の様々な人・機関が『身寄り』のない人の権利擁護の必要性を共有し、当事者・事業者・支援者が協働するきっかけとなり得る。さらに、これを行政が主導・バックアップすることで、地域共生社会、地域包括ケアシステム、地域の権利擁護事業等と調和した形で『身寄り』問題の解決を目指すことも可能となる。
- ・ ガイドラインやマニュアルはあくまでも手段や通過点。これらをきっかけとして、『身寄り』の有無にかかわらず、一人ひとりが尊厳のある暮らしを営める社会の実現が期待される。

5



社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の実施に係る責務について

○ 平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。

(参考)社会福祉法(昭和26年法律第45号)(抄)
第24条(略)

2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供しよう努めなければならない。



○ 社会福祉法人の地域社会への貢献

⇒ 各法人が創意工夫をこらした多様な「地域における公益的な取組」を推進

地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスが充実

「地域における公益的な取組」の取組状況について

○ 「地域における公益的な取組」については、例えば、以下のような取組など、地域の実情に応じて現に多様な取組が行われており、平成28年改正社会福祉法を踏まえ、各地域において広がりを見せてきている。

○ また、厚生労働省は、法人が「地域における公益的な取組」に一層取り組みやすいものとし、もって地域の実情に応じた福祉サービスの更なる充実を図ることができるよう、運用に係る解釈の明確化の通知を发出（平成30年1月）するとともに、平成30年度社会福祉推進事業により、実践事例の収集・分析等を行い、実践の方向性等について現場への周知等を実施。

（制度外サービスの創出）

- ・ 日常生活上の支援を必要とする高齢者等に対して、サポーターとして登録された地域住民を派遣し、見守りや家事援助などのサービスを提供
- ・ 草取り、院内付添、大掃除など介護保険外のサポートの実施
- ・ 地域住民の参加を募り、単身高齢者に対する「雪かき応援隊」活動を実施
- ・ 障害のある利用者の日中活動の一環として、地域住民の日常生活の困りごとのお手伝い活動を実施

（各種相談窓口の設置）

- ・ 同一区内で事業を展開する26の法人が共同で無料相談窓口を開設
- ・ 成年後見制度活用推進窓口を設置し、週1日の頻度で相談担当者を配置

（移動支援）

- ・ 地域と市の中心街を結ぶ送迎バスの運行

（地域住民に対する普及啓発）

- ・ 地域住民を対象に、認知症の症状の改善等のノウハウを伝達する塾を開講

（地域住民相互の交流支援・ニーズ把握）

- ・ 地域の空き家を活用し、単身高齢者や認知症高齢者の外出・安らぎの場の提供
- ・ 商店街に高齢者の居場所となるサロンを開設し、地域の高齢者ニーズを把握
- ・ 自宅にひきこもりがちな地域住民を清掃等のボランティア活動に参加させるとともに、施設給食を無償で提供